

各 位

- ・全国茶生産団体連合会
- ・全国茶商工業協同組合連合会
- ・(公社)静岡県茶業会議所
- ・(公社)京都府茶業会議所
- ・(公社)鹿児島県茶業会議所
- ・日本茶輸出組合

日本茶輸出促進協議会
(公印省略)

令和5年度輸出用茶残留農薬分析の実施について(お願い)

日頃 協議会事業についてご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、掲題の分析につきまして、一層の日本茶輸出拡大を図るために下記により輸出用茶残留農薬分析を行います。

つきましては、貴会構成団体に告知頂く労をお願いします。

記

1. 募集点数 100点(一社(者)1点)
※応募多数の場合は抽選により選定
2. 募集期間 令和5年6月1日(木)～令和5年6月15日(木)
3. 分析費用 無料
4. 分析機関 ユーロフィン・フード・テストイング(株)(静岡市駿河区)
5. 告 知 (公社)日本茶業中央会会員他、本会H.Pに掲載し告知する。
6. そ の 他 データを基に報告書を作成し、出展者、関係指導機関に配布して生産に反映させる。
7. 要領・申込書 別添

以上

令和5年度輸出用茶残留農薬検査実施要領

日本茶輸出促進協議会

1. 目的

輸出課題となっている輸出用茶残留農薬について、輸出先国の残留農薬基準に適合した生産・加工体制を構築する対策の一つとして輸出用茶残留農薬検査を実施する

2. 検査点数 100点

※希望者多数の場合は抽選にて決定する

3. 検査対象茶

茶業者が、輸出を予定する荒茶又は仕上茶で、次の条件を満たすもの

- (1) 原料用荒茶は、トレーサビリティ可能なものを使用した茶
- (2) 前項により、使用した農薬が判明した原料を使用した茶
- (3) 申込み点数は、各社(者) 1点

4. 検査費用

無料

5. 対象地区

全国(関東以北、中部地区、近畿地区、九州地区に区分する)

6. 検査データの取扱いについて

- (1) 検査結果は分析者より試料提供者に直接報告する
- (2) 試料提供者の情報保護の為、資料提供者名は、検査結果の解析・分析、及びその資料の報告は全て記号で行う
- (3) 試料提供者には、「輸出用茶残留農薬検査事業実施報告書」にて全体状況を報告する
- (4) 「分析証明書」を輸出に使用する場合は、有料(2,000円)で英語版の発行ができる(直接、分析企業に申込み)

7. 応募方法

別添1「検査申込書」に必要事項を記入し、メールで申し込む

メール nouyaku@nihon-cha.or.jp

8. 募集期間

令和5年6月1日(木)～令和5年6月15日(木) 締切

9. 告知

当要領は、全生連、全茶連、日本茶輸出組合、静岡県・京都府・鹿児島県各会議所及びその構成団体に連絡をすると共に、**本会H.P**にて告知する。

10. 当落結果

6月末までに直接申込社(者)へ当落の結果を報告する。

11. その他

当選者は所定の書類と共に試料茶を分析者へ送付(100g×1袋)

12. 問合せ

日本茶輸出促進協議会 TEL (03) 3434-2001

令和5年度輸出用茶残留農薬検査申込書

令和5年 月 日

日本茶輸出促進協議会御中

メール: nouyaku@nihon-cha.or.jp

当選後の申込書送付先 Email: JP_FT_ASM@eurofins.com / FAX: 054-266-4411

ユーロフィン・フード・テストング株式会社

社名または代表者名			
担当者名			
住所	〒		
T E L		FAX	
E - M A I L			

検体茶について(原料茶のトレーサビリティは可能である)

茶種名※1			
原料内容	産地※2		
	茶期※3		
	洗浄※4	不明 無 有・(圃場 工場)	
主な予定輸出先			

※1:「茶種名」は、煎茶、深蒸し煎茶、抹茶、碾茶、紅茶などの表現で記入

※2:「産地」は、割合の多い(県名)順で記入

例:静岡県(70%)、鹿児島県(20%)、高知県(10%)

※3:「茶期」は、割合の多い順に記入

例:一番茶(80%)、二番茶(20%)

※4:「洗浄」は、荒茶製造時の原料生葉とし、有の場合、圃場、工場の区分へ記入

連絡事項	
------	--

お願い: 基準値を超えた場合は原因究明や問題解決を後日ご報告いただきます。